

長久手市 みんなでつくるまち活動補助金 よくある質問と回答

質問		回答
① 申請に関すること		
Q①-1	申請書の様式は決まっていますか。	市ホームページで公開しています。
Q①-2	長久手市以外の補助金や助成金、寄附金等と併用して事業を計画することは可能でしょうか。	可能ですが、総事業費から本補助金以外の歳入を差し引いた額が、本補助金の補助対象経費となります。確認のため、申請時に歳入予算として計上し、内容や金額等を具体的に記載してください。なお、他の補助金や助成金、寄附金等の申請条件において問題がないか、別途ご確認ください。
Q①-3	団体として複数の事業を実施しており、そのうち一部について長久手市から補助金を受けています。本補助金の申請内容と重複しない事業であれば問題ないでしょうか。	申請内容と重複しない事業であれば差し替えありません。
Q①-4	複数の団体に所属していますが、複数の申請は可能でしょうか。また、プレゼン審査の際に、複数申請した分すべての発表をしてもよいでしょうか。	団体が異なる場合、申請は可能です。ただし、プレゼン審査において同一の方が複数の団体として発表することはお控えください。
Q①-5	上限額の申請が複数件あり、当該申請のみで総予算額を超えてしまう場合、各団体への配分はどうなりますか。	審査結果により、上位2件の申請が交付決定される場合があります。
Q①-6	任意団体での申請を検討していますが、補助対象となりますか。	補助対象となりますが、規約、会則その他これに類するものを定めている必要があります。ただし、市が立ち上げた団体は補助対象外です。
② 対象経費等に関すること		
Q②-1	見込みで事業を計画するため、申請書に記載した事業費が変動する可能性があります。問題ないでしょうか。	事業費は見込みでの申請となるため、変動が生じる場合がありますが、交付決定後に事業費が増額し資金不足が発生した場合は、自己資金によりご対応ください。また、交付決定後に事業費が減額し補助金の余剰が生じないよう、あらかじめ適切な事業規模で申請してください。なお、事業内容の変更を伴う事業費の変動がある場合は、あらかじめご相談ください。
Q②-2	主催者（内部講師や事業の運営メンバーの一員であるボランティア等）への謝礼金は報償費に含まれますか。	含まれません。報償費の対象となるのは、外部から参加した講師や専門家、ボランティア等への謝礼金に限ります。
③ 支払い・実績報告に関すること		
Q③-1	補助金の振込先として、個人口座を指定することは可能でしょうか。	可能です。
Q③-2	概算払は可能ですか。また、いつから可能でしょうか。	可能です。交付決定以降に、概算払請求書（第5号様式）を提出してください。